

調査時点 2010 年 2 月 10 日

1. 外国投資家がサウジアラビアの複数の地域において事業活動を行う方法

外国投資家が、サウジアラビア（以下「サウジ」という）の複数の地域において幅広く事業活動を行うに際しては、おおよそ以下の 3 パターンが想定される。

(1) 本社を海外に残したまま、サウジに複数の支店を設立する方法

詳細は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のウェブサイト [『複数の支店を開設する場合の手続について』](#) を参照されたい。

(2) サウジの特定の都市に有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）等の現地法人の拠点を 1 カ所だけ設け、他の都市には別途の拠点を設けることなく事業を展開する方法

現地法人の設立についての詳細は、ジェトロのウェブサイト [『外国投資家が出資する事業体の形態について（それぞれの形態の特徴・違い）』](#) と [『サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）』](#) を参照されたい。

(3) 当該現地法人の拠点を本店とし、追加的な拠点として他の都市に支店を別途設立する方法

例えば、ある日本企業がリヤドとジッダの双方における事業活動を予定している場合、上記（2）のようにリヤドを本店とする現地法人のみを設立し、ジッダには特段の拠点を設けないことも考えられるが、リヤドを本店とする現地法人を設立した上で、その支店をジッダに設立する方法をとることもできる。

次項からは、上記（3）の場合について説明する。

2. 外国投資家が株式または持分を保有する既存の現地法人の支店を設立するメリット

外国投資家が、追加的な拠点として（既存の現地法人の）支店を設立することのメリットとしては、一般的に、（a）取引相手が本店以外の都市に所在する場合に、第三者を通じてではなく、当該都市に設置した支店を通じて直接的に取引を行うことが可能になること、（b）支店を介して、当該外国投資家自らの取引名称を使用する機会が増えるため、地域における当該外国投資家の知名度・認知度の高まりが期待できること、（c）当該支店の所在地において、地域の経済団体である商工会議所（Chamber of Commerce and Industry）に加入することが可能となり、当該地域のビジネス・コミュニティーへの参入が容易になること（例えば、シンポジウムその他の商業的・社会的な式典に招待される）が考えられる。

3. 外国投資家が現地法人の支店を設立するための手続の概要

外国投資家が現地法人の支店を追加的に設立するためには、サウジアラビア総合投資院（Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA、以下「SAGIA」という）から支店設置に関する認可を取得することと、商工業省（Ministry of Commerce and Industry ; MoCI）における商業登記を完了することが必要である。それぞれの申請において必要となる一般的な書類は以下のとおりである（現地法人自体の設立に関する申請については、ジェトロのウェブサイト『[サウジアラビアにおける新事業体の設立手続の概要（外国投資ライセンス取得手続、商業登記等を含む）](#)』参照）。それぞれの申請は第三者に代行させることができるが、その場合には委任状が必要となる。ただし、当該現地法人の事業体の形態、業種その他の具体的状況により、外国投資家が現地法人の支店を追加的に設立するために必要となる手続、必要書類に違いが生じ得ることに留意が必要である。

(1) SAGIAによる支店設置に関する認可の取得申請

- ・ 外国投資ライセンス
- ・ 商業登記証の写し
- ・ 商工会議所の登録証の写し
- ・ （支店を開設するために土地・建物等を賃借する場合には、）賃貸借契約書

- (2) 商工業省に対する商業登記の申請
- ・ 外国投資ライセンス
 - ・ 商業登記証の写し
 - ・ 定款（と定款の変更部分（変更がある場合））の写し
 - ・ 商工会議所の登録証の写し
 - ・ （支店を開設するために土地・建物等を賃借する場合には、）賃貸借契約書
 - ・ 支店を開設する旨の株主による決議証明（支店長の氏名とその権限の記載を含む）（商工会議所によりスタンプされる）
 - ・ 支店長の ID の写し

上記（1）と（2）記載の申請に関する費用として、約 1 万サウジ・リヤルを要する。また、上記手続に要する時間として、合計で 4 週間から 6 週間程度が見込まれる。

【関連 URL】

Ministry of Commerce and Industry ; MoCI（商工業省）

<http://commerce.gov.sa/english/>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA（サウジアラビア総合投資院）

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。